

保全ニュース 九州

第45号 (2014年7月)

目次

- BIMMS-Nに関するお知らせ
- 官庁施設保全連絡会議について
- 建物の不具合をなくしましょう!!
(その18 屋外編)
- 忘れていませんか? (国の建物点検)
- 台風、大雨への「事前の備え」は大丈夫ですか?
- 今夏の電力需給対策について

BIMMS-Nに関するお知らせ

国の建物(官庁施設)の管理者にご利用いただいているBIMMS-N(官庁施設情報管理システム)についてのお知らせです。

1. 保全実態調査・官庁建物実態調査の回答入力期間にご注意ください!!

第1グループ(裁判所、内閣府、法務省、国土交通省、環境省、防衛省)の回答入力期間は、6月27日(金)で終了しました。ご協力有難うございました。

第2グループ(総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)の回答入力期間は**7月11日(金)まで**です。引き続きよろしく申し上げます。

第1・第2グループとも、**回答入力後、もし修正等がございましたら、最寄りの保全指導・監督室又は各営繕事務所までご連絡ください。**

2. BIMMS-Nの操作説明会を開催しました

今年5月、計3日間にわたり、福岡県久留米市の九州技術事務所にて、パソコンでの実演習を交えた操作説明会を開催しました。国の39機関・57名の方に参加いただき、保全実態調査や官庁建物実態調査の実施に関するポイントのほか、BIMMS-Nによる**中長期保全計画の作成方法、点検記録修繕履歴の情報管理方法**について説明しました。

来年度も同様の操作説明会を開催予定ですので、是非ご参加ください。



BIMMS-N操作説明会

官庁施設保全連絡会議について

6月13日(金)、福岡第2合同庁舎にて、国のブロック機関の施設保全責任者を主な対象とした「九州ブロック官庁施設保全連絡会議」を開催しました。

国の31機関・41名の方に参加いただき、主に保全業務の施策に関する情報提供や意見交換を行いました。

今年7月、九州地方の各地区にて、国や地方公共団体、独立行政法人の施設管理担当者を対象に、**保全業務の実務に関する会議**を開催します(下表参照)。**施設管理に必要な基礎知識やポイントの解説も予定**していますので、是非ご参加ください。

【今後の日程】

会議	開催日	開催地	開催場所
福岡・佐賀地区官庁施設保全連絡会議	平成26年7月9日(水)	福岡市	福岡第2合同庁舎
熊本地区官庁施設保全連絡会議	平成26年7月11日(金)	熊本市	熊本地方合同庁舎
大分地区官庁施設保全連絡会議	平成26年7月15日(火)	大分市	大分河川国道事務所
宮崎地区官庁施設保全連絡会議	平成26年7月16日(水)	宮崎市	宮崎法務総合庁舎
長崎地区官庁施設保全連絡会議	平成26年7月18日(金)	長崎市	長崎県総合福祉センター
鹿児島地区官庁施設保全連絡会議	平成26年7月23日(水)	鹿児島市	鹿児島合同庁舎

九州ブロック官庁施設保全連絡会議

【議題】

- ◇ 国家機関の建築物等の保全の現況について
- ◇ 国家機関の建築物等の点検について
- ◇ 官庁施設のインフラ長寿命化について
- ◇ 官庁施設の改修等の予算について
- ◇ 保全に関する予算について
- ◇ 保全に関する情報提供

* 会議終了後「保全相談コーナー」を開設しました。



ブロック会議

■建物の不具合をなくしましょう!! (その18 屋外編)

前号44号では、建物の屋上やその回りで見られる「事前に不具合を知らせるサイン(兆候)」を紹介しました。

今号でも、このサイン(兆候)の一例として、建物の外部(屋外)で見られる「金属類のサビ」を取りあげます。

屋外で見られる「金属類のサビ」～放っておくと危険!!～



腐食した屋外キュービクルの屋根
【設備内部への漏水のおそれ】



腐食した雨どいの取付金具
【配管の崩落のおそれ】



腐食した設備配管
【漏電や感電のおそれ】



腐食した庁名板
【倒壊のおそれ】



腐食した門扉
【開閉動作に支障をきたす】

建物の屋外には鉄等の金属類でできた部位や設備がたくさんあります。

それらの表面は、建物の新築時は、風雨や日光による腐食への対策として塗装等で保護されています。しかし、経年劣化により保護層が弱れば、表面は露出し、やがてサビが発生します。

一度サビが発生すると、進行を止めるのは容易ではありません。サビは、建物の機能に支障をきたしたり、時には安全を脅かしたり、その影響はさまざまです。

薄く発生したサビは定期的に落とすなどしてサビを深部にまで進行させない早めの対応に心がけてください。



沿岸地域のステンレス製のタラップ

沿岸地域などでは、サビに強いとされているステンレスでも腐食することがあります。

これは海風により運ばれた塩分等の不純物が表面に付着し、サビの発生を誘発することが要因のひとつと考えられます。

塩害のおそれがある地域では、定期的に目視確認を行ってください。

建物をより安全に、より長く使用していただくために
これらのサイン(兆候)を見逃さないように定期的な確認が大切です。

■忘れていませんか？（国の建物点検）

～人事院規則10-4に基づく事務室の照度確保、照明設備の点検～

前号44号では、人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）第15条に定められた「各省各庁の長が『勤務環境等について講ずべき措置』」と、その措置の一例として「機械換気設備の点検」を紹介しました。

今号でも、上記の措置の一例として、事務室の照度確保、照明設備の点検について紹介します。

1. 人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）の運用について（昭和62年12月25日職福—691）

各省各庁の長が「勤務環境等について講ずべき措置」のうち、照度については、

- ・労働安全衛生規則（安衛則）第604条及び事務所衛生基準規則第10条の規定の例による措置を講ずる
- ・具体的には、日本工業規格（JIS）Z 9110及びZ 9125に定める照度を維持するよう努めるものとされています。

2. 事務室の照度

安衛則第604条及び事務所衛生基準規則第10条第1項に基づき、各省各庁の長は、**職員を常時就業させる室（事務室）の作業面の照度**^{※1}について、右表の「作業の区分」に応じた「基準」に適合させなければなりません。

作業の区分	基準
精密な作業	300 lx（ルクス）以上
普通の作業	150 lx以上
粗な作業	70 lx以上

※1 事務室の作業面の照度を確認する場合、机上作業を想定し、机上面から5cm以内の高さ又は床面から75～85cmの高さで、照度計を用いて測定。

一方、JIS Z 9110及びZ 9125では、事務室の作業面で**維持すべき照度**が、

- ・推奨値 : 750 lx（ルクス）
- ・推奨範囲 : 500～1,000 lx^{※2}

※2 東日本大震災後の節電対策に配慮し、平成23年5月の改正で推奨範囲（下限値）が明示と定められ、通常、庁舎の新築や改修工事で照明器具を新設・更新する際、この「維持すべき照度」を確保しています。

照度の測定には、特段、その周期や記録に関する規定はありませんが、施設管理者は、事務室が暗いと感じる場合や、節電対策のため事務室内で「間引き照明」を行った場合、照度を確認する必要があります。照度計がお手元があれば、比較的操作简单なため、職員自らでも測定できます^{※3}。

※3 詳しい測定方法は、JIS C 7612を参照。



照度計

3. 照明設備の点検

（1）点検の対象、周期

事務所衛生基準規則第10条第3項に基づき、各省各庁の長には、**事務室の照明設備**について、六月以内ごとに一回、定期点検が義務づけられています。

点検対象となる建物は、事務室を含むものが該当のため、ほぼ全ての庁舎が対象ですが、点検範囲は、**事務室の照明設備に限定**されます。

（2）点検の内容、資格

電球、反射笠などの汚れ、破損又は機能劣化などが見られないか、照度低下の原因となる内容を目視で点検します（「事務所衛生基準規則の解説」参照）。
点検資格に関する規定はないため、職員自らでも点検できます。

■台風、大雨への「事前の備え」は大丈夫ですか？

台風や大雨が発生しやすい時期になりました。これらによる風水害には、事前の気象情報で、ある程度備えることができます。

以下、庁舎の風水害対策に関する事前点検のポイントを示します。点検の実施とともに必要な準備を行っていただくよう、「事前の備え」をお願いします。

- ＜事前点検の目的＞
1. 強風による破損、転倒などの防止
 2. 物の飛散による周辺への二次災害の防止
 3. 室内への雨水などの浸入防止
 4. 執務に支障がないような執務環境の保持

＜主なチェックポイント＞

…以下※印の内容は、本号「建物の不具合をなくしましょう！！（その18 屋外編）」でも取りあげています。

- 外壁の仕上げ材に、剥落、浮きがないか？
- 窓ガラスに、傷、破損がないか？
- 屋外（敷地、屋上、屋外階段、バルコニーなど）において、排水口（ルーフトレイン）、とい、排水桝、排水溝の排水状況が良好か？（例：泥だまりがないか？ 堆積物で塞いでいないか？）
- 屋外に、飛散や落下のおそれがある機材、物品、ゴミなどがないか？（アンテナ、機器、金具などの固定状況※、樹木の枝枯れにも注意！）
- 工作物（屋外掲示板、庁名板、外灯など）の支柱や樹木に、倒壊のおそれがないか？※
- 防水堤や止水板が作動するか？（又は設置できる状態にあるか？）
- 非常用照明や共用部分の照明が点灯するか？
- 自家発電機の燃料が蓄えられているか？
- 飲料用貯水槽のふたが密閉、施錠されているか？

本年度、官庁施設保全連絡会議にご出席いただいた方には、庁舎の風水害対策に関する事前点検の詳細項目をまとめたチェックシートを配布していますので、ご活用ください。

なお、国の施設管理者の方は、台風や大雨で庁舎が被害にあった場合、最寄りの保全指導・監督室又は各営繕事務所までご連絡ください。報告様式については、FAX送信票「被害・故障チェックリスト」をご利用ください。

■今夏の電力需給対策について

今年5月16日（金）、政府の「電力需給に関する検討会合」において、「2014年度夏季の電力需給対策」が決定されました。

詳しくは、経済産業省のホームページをご覧ください。

<http://www.meti.go.jp/setsuden/index.html>

※オフィスビルの管理者向け節電メニューも載っています。

事務局
九州地方整備局営繕部 調整課 保全企画係
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7
TEL 092-476-3537
FAX 092-476-3486
Eメールアドレス tatemono-hozen@qsr.mlit.go.jp

保全指導・監督室 保全指導係 TEL 092-476-3539
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7
熊本営繕事務所 技術課 TEL 096-355-6122
〒860-0047 熊本市西区春日2-10-1
鹿児島営繕事務所 技術課 TEL 099-222-5188
〒892-0816 鹿児島市山下町13-21